

沖縄県特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県内において生産される特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を定め、その品質と信頼性を確保することにより、県産農産物の生産振興及び流通の円滑化を図るとともに、土壌の性質由来する農地の生産力を発揮させることを基本原則とした環境保全型農業の推進に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、県内において生産された農産物（野菜、果実及び精米並びに米、麦、豆類、茶等で乾燥調製したものを含む。なお、黒糖以外の加工したものは除く。）であって、不特定多数の消費者に販売されるものに適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該定義欄に定めるところによる。

用語	定義
特別栽培農産物	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号）（以下「新ガイドライン」という。）に基づき、節減対象農薬及び化学肥料の窒素分量を、慣行栽培で行われている使用回数（量）のそれぞれ5割以下で生産された農産物をいう。
生産過程等	当該農産物の生産過程（当該農産物の種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。
乾燥調製	麦及び豆類については、乾燥及び選別までの処理を、茶については、乾燥、選別及び製茶までの処理を、米については、乾燥、選別及び粃すりまで処理を行うことをいう。
黒糖製造	さとうきびについては、原料切断、破碎、圧搾、加熱、ろ過、濃縮、攪拌冷却、節掛までの処理を行うことをいう。なお、製造された黒糖の品質については、県の黒糖品質検査の「規格基準」に基づくものとする。
栽培期間中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
慣行栽培	沖縄県内における平均的な栽培方法をいう。
慣行レベル	1 農薬については、沖縄県において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。 2 肥料については、沖縄県において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素分量をいう。
節減割合	1 農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度軽減されているかの割合をいう。 2 肥料については、現に使用した化学肥料の窒素分量が慣行レベルに対してどの程度軽減されているかの割合をいう。
化学合成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を、構造の新たな物質に変化させることをいう。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。

化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除くものをいう。 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
化学肥料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
土壌改良資材	地力増進法第11条第1項の土壌改良資材をいう。
化学合成土壌改良資材	土壌改良資材のうち化学合成されたものをいう。
栽培責任者	県内のほ場又は施設において、農産物の栽培又は乾燥調製（以下「栽培等」という。）を行う者をいう。
確認責任者	県内に事務所等を有する農業協同組合、農事組合法人、その他農産物の栽培指導、出荷又は販売等を行う法人の代表者等であって、栽培責任者による生産及び出荷が適正に行われていることを確認するとともに、その管理指導を行う者をいう。
精米責任者	県内のとう精施設において、認証を受けた玄米のとう精等（以下「とう精等」という。）を行う者をいう。
精米確認者	県内に事務所を有する法人等の代表者であって、精米責任者による精米計画が適正に実施されていることを確認するとともに、とう精等の管理指導を行う者をいう。
黒糖製造責任者	県内の黒糖製造施設において、認証を受けたさとうきびの黒糖製造を行う者をいう。
黒糖製造確認者	県内に事務所を有する法人等の代表者であって、黒糖製造責任者による黒糖製造計画が適正に実施されていることを確認するとともに、黒糖製造の管理指導を行う者をいう。
生産確認責任者	確認責任者、精米確認者、黒糖製造確認者の総称。

（委員会の設置）

第4条 特別栽培農産物認証制度を適正に運用するため、特別栽培農産物認証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（生産体制）

第5条 確認責任者は、栽培責任者による特別栽培農産物の生産及び出荷の状況を確認しなければならない。

- 2 同一の栽培計画により複数の栽培責任者が栽培等を行う場合には、その代表となる栽培責任者を選出するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培責任者を兼ねることができない。
- 4 精米確認者は、精米責任者によるとう精及び出荷の状況を確認しなければならない。
- 5 精米確認者は、精米責任者を兼ねることができない。
- 6 黒糖製造確認者は、黒糖製造責任者による黒糖製造の状況を確認しなければならない。
- 7 黒糖製造確認者は、黒糖製造責任者を兼ねることができない。

(栽培計画の提出)

第6条 特別栽培農産物の認証を受けようとする確認責任者は農産物の栽培等を開始する前に、県地区農業改良普及センター（北部・宮古・八重山については北部・宮古・八重山農林水産振興センター農業改良普及課（以下「普及センター」という。）又は沖縄県農業協同組合地区営農振興センター（以下「営農振興センター」という。）へ、農産物ごとに栽培計画を提出しなければならない。

2 普及センター又は営農振興センターの長は、前項の規定による栽培計画について、適当と認めるときはそれを受理し、複写したものを確認責任者へ返却する。

(栽培計画の変更)

第7条 確認責任者は、前条第2項の規程により受理された栽培計画の内容に変更を生じる又は生じた場合は、別に定めるところにより普及センターまたは営農振興センターへ届け出なければならない。ただし、対象農産物及び作型の変更は認めないものとする。

(栽培等の開始)

第8条 確認責任者は、第6条第2項の規定により受理された栽培計画書に沿って、栽培等を開始するよう栽培責任者を指導するものとする。

(認証の申請)

第9条 第6条第1項による栽培計画書を提出し、受理された確認責任者は、認証に係る農産物の収穫又は出荷を開始する前に、普及センター又は営農振興センターを通じて、農産物ごとに認証申請書を知事に提出しなければならない。

2 精米の認証を受けようとする精米確認者は、とう精を開始する前に、精米認証申請書を知事に提出しなければならない。

3 黒糖製造の認証を受けようとする黒糖製造確認者は、黒糖製造を開始する前に、黒糖製造認証申請書を知事に提出しなければならない。

(特別栽培農産物の認証)

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、普及センター又は営農振興センターによる申請書の確認を経て、次の各号に掲げる要件の全てに該当していると認めるときは、特別栽培農産物として認証するものとする。

(1) 栽培責任者及び確認責任者が明確に区分され、栽培、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること。

(2) 栽培に関する履歴を記帳し、その情報を公開することができる体制が整備されていること。

(3) 栽培ほ場が他と明確に区分できること。

(4) 栽培過程等における節減対象農薬及び化学肥料の使用を、慣行栽培で行われている使用回数のそれぞれ5割以上削減する栽培方法によって生産された農産物であること。

2 知事は、前項の規定により認証したときは、確認責任者にその旨を通知するものとする。

(精米の認証)

第11条 知事は、第9条第2項の規定による申請があったときは、普及センター又は営農振興センターによる申請書の確認を経て、次の各号に掲げる要件の全てに該当していると認めるときは、特別栽培米として認証するものとする。

(1) 精米責任者及び精米確認者が明確に区分され、とう精、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること。

(2) 他の玄米と区分して単体でとう精が行われること。

(3) とう精に関する履歴を記帳し、その情報を公表することができる体制が整備されていること。

(4) とう精する玄米は、農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づき、証明を受けた玄米であること。

2 知事は、前項の規定により認証したときは、精米確認者にその旨を通知するものとする。

(黒糖製造の認証)

第12条 知事は、第9条第3項の規定による申請があったときは、黒糖製造計画書等の確認を経て、次の各号に掲げる要件の全てに該当していると認めるときは、特別栽培黒糖として認証するものとする。

- (1) 黒糖製造責任者及び黒糖製造確認者が明確に区分され、黒糖製造、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること。
- (2) 他のさとうきびと区分して黒糖製造が行われること。
- (3) 黒糖製造に関する履歴を記帳し、その情報を公表することができる体制が整備されていること。

2 知事は、前項の規定により認証したときは、黒糖製造確認者にその旨を通知するものとする。

(表示及び認証マークの使用)

第13条 第10条第2項及び第11条第2項の規定により通知を受けた生産確認責任者は、特別栽培農産物の出荷又は販売に当たり、栽培責任者又は精米責任者が別に定める基準により表示を行い、併せて認証マークを使用するよう指導するものとする。

2 第12条第2項の規定により通知を受けた黒糖製造確認者は、特別栽培農産物(さとうきび)を原料とする黒糖の出荷又は販売に当たり、黒糖製造責任者が別に定める基準により認証マークを使用するよう指導するものとする。ただし、新ガイドラインに基づく表示はできないため、別に定める黒糖への表示例により表示を行うものとする。

(実績の報告)

第14条 第3条に規定する生産確認責任者は、特別栽培農産物(黒糖を含む。)の出荷又は販売終了後、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

(認証内容の公表)

第15条 知事は、認証した内容について、インターネット上のホームページにおいて公表するものとする。

(確認責任者等の遵守事項)

第16条 栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者、黒糖製造責任者及び黒糖製造確認者(以下「確認責任者等」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特別栽培農産物の適正な栽培、乾燥調製、黒糖製造、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
- (2) 消費者及び取引業者等に対して誤解を与えることのないよう表示及び認証マークの使用並びに管理を適正に行うこと。
- (3) 特別栽培農産物(黒糖を含む。)の生産及び出荷に関する情報を公表し、消費者及び取引業者等からの照会に対して、説明責任を果たすこと。
- (4) 県が行う現地調査について、円滑に進むよう協力するとともに、その指示に従うこと。

2 確認責任者等は、他の機関等から農薬の残留等について不適切な事実を指摘された場合には、直ちに事実関係の調査確認及び原因の究明を行い、結果を知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

3 確認責任者等は、特別栽培農産物(黒糖を含む。)に係る事故又は苦情等が発生した場合及び第17条の規定による認証の取消し等によって損失が生じた場合は、自らの責任において対処しなければならない。

(認証の有効期間)

第17条 認証の有効期間(以下「有効期間」という)は、第10条第2項、第11条第2項又は第12条第2項による通知の日から1年間または出荷終了予定日までとする。

2 知事は、生産確認責任者が第14条により報告する実績の内容が第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項に規定する認証要件に適合すると認めたときは、1度に限り有効期間を1年間または次の出荷終了予定日まで更新できるものとする。

3 知事は、前項の規定により有効期間を更新するときには、生産確認責任者にその旨を通知するもの

とする。

(認証の取消し等)

第18条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すものとし、生産確認責任者にその旨を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項に規定する認証要件に適合しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により、認証を受けた場合
 - (3) 残留農薬調査等により、栽培計画および実績報告書にない農薬の成分が検出された場合又は食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)の「食品、添加物等の規格基準」若しくは農薬取締法(昭和23年7月1日号外法律第82号)に基づく「農薬登録保留基準」を超える節減対象農薬の成分量が検出された場合
 - (4) その他知事が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合
- 2 前項の規定により認証の取消しの通知を受けた生産確認責任者は、当該農産物(黒糖を含む。)の認証による出荷及び販売を直ちに中止するよう栽培責任者、精米責任者又は黒糖製造責任者を指導するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により認証を取り消したときは、確認責任者等に故意又は重大な過失がないと認められる場合を除いて、取消の日から起算して3年間は、当該確認責任者等に対して認証を行わないものとする。

(認証の取消申請)

第19条 確認責任者等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに認証の取消申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項に規定する認証要件に適合しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により、認証を受けた場合
 - (3) 収穫期間が長期にわたり、生産過程等の間に何度も収穫、出荷する農産物の生産過程において節減対象農薬及び化学肥料の使用量が生産計画の節減割合を上回った場合
 - (4) その他確認責任者等が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合
- 2 前項の規定により認証の取消申請を受けた知事は、当該農産物(黒糖を含む。)の認証による出荷及び販売を直ちに中止するよう確認責任者等を指導するものとする。

(現地調査)

第20条 知事は、必要と認めるときは、現地調査を行い、確認責任者等に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

沖縄県特別栽培農産物認証実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、沖縄県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、特別栽培農産物（黒糖を含む。）の認証に関する事務に必要な事項を定める。

(栽培及び出荷の管理)

第2条 確認責任者等は、特別栽培農産物（黒糖を含む。）の栽培及び出荷を行うに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 栽培責任者 栽培責任者は、次の事項を実施することにより、適切な栽培及び出荷の管理を行う。
 - ア 特別栽培農産物の栽培計画および実績報告書を作成し、確認責任者に提出すること。
 - イ 栽培ほ場に表示板を設置して、栽培計画および実績報告書に沿った栽培を行うこと。
 - ウ 栽培計画の内容を変更する場合は、確認責任者に協議し、その了解を得ること。
 - エ 適正な表示及び認証マークの使用により、特別栽培農産物とそれ以外の農産物とを区分した出荷を行うこと。
 - オ 出荷記録簿を作成し、確認責任者に提出すること。
- (2) 確認責任者 確認責任者は、次の事項を実施することにより、栽培責任者による栽培及び出荷の管理が適切に行われていることを確認する。なお、確認責任者は、当該地域の農業に精通し、技術、出荷及び販売等の指導監督ができる職員に、その事務の全部又は一部を代行させることができるものとする。
 - ア 栽培責任者から提出された栽培計画および実績報告書について、栽培ほ場又は乾燥調製の施設、品目及び栽培方法等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
 - イ 栽培期間中少なくとも1回以上、ほ場等を巡回指導するとともに、栽培計画および実績報告書の記載状況等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
 - ウ 栽培責任者から栽培計画の内容を変更することについて協議があった場合は、その適否を判断し、必要に応じて県地区農業改良普及センター（北部・宮古・八重山については北部・宮古・八重山農林水産振興センター農業改良普及課（以下「普及センター」という。））又は沖縄県農業協同組合地区営農振興センター（以下「営農振興センター」という。）へ変更した栽培計画および実績報告書を提出すること。ただし、ほ場の変更及び追加並びに面積の増加は作付け前までとする。
 - エ 特別栽培農産物とそれ以外の農産物とを区分した出荷が行われ、認証マーク及び表示事項の記載が適正に行われていることを確認するとともに、出荷記録簿の記載状況等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
また、確認の結果、疑義があれば調査を行い、不適切な場合は、直ちに普及センター又は営農振興センターを通じて、知事に報告するとともに、栽培責任者に対し、認証に係る出荷又は販売の辞退を求めること。
 - オ 栽培責任者から提出された栽培計画および実績報告書及び出荷記録簿を保管し、消費者及び取引業者等からの求めに応じて閲覧に供すること。
- (3) 精米責任者 精米責任者は、次の事項を実施することにより、適切などう精及び出荷の管理を行う。
 - ア 精米計画書を作成し、精米確認者に提出すること。
 - イ 認証された玄米とそれ以外の玄米とを区分してとう精するとともに、受払台帳を常備し、その写しを精米確認者に提出すること。
- (4) 精米確認者 精米確認者は、次の事項を実施することにより、精米責任者によるとう精及び出荷が適切に行われていることを確認する。
 - ア 精米責任者から提出された精米計画書について、とう精施設及び銘柄等を確認し、必要に応じて調査又は改善の指導を行うこと。
 - イ 特別栽培米とそれ以外の精米とを区分した出荷が行われ、認証マークの貼付及び表示事項の記載が適正に行われていることを確認すること。
 - ウ とう精が行われている期間中、月1回以上とう精施設に赴き、当該農産物の納入伝票、受払台帳等により適正などう精及び表示内容を確認するものとする。
 - エ 確認の結果、必要に応じて改善の指導を行うとともに、適正であると判断した場合には、署名を行うこと。
また、確認の結果、疑義があれば調査を行い、不適切な場合は、直ちに知事に報告するとともに、精米責任者に対し、認証に係る出荷の辞退を求めること。

オ 精米責任者から提出された精米計画書及び受払台帳の写しを保管し、消費者及び取引業者等からの求めに応じて閲覧に供すること。

(5) 黒糖製造責任者 黒糖製造責任者は、次の事項を実施することにより、適切な黒糖製造及び出荷の管理を行う。

ア 黒糖製造計画書を作成し、黒糖製造確認者に提出すること。

イ 認証されたさとうきびとそれ以外のさとうきびとを区分して黒糖製造するとともに、黒糖管理台帳を常備し、その写しを黒糖製造確認者に提出すること。

(6) 黒糖製造確認者 黒糖製造確認者は、次の事項を実施することにより、黒糖製造責任者による黒糖製造及び出荷が適切に行われていることを確認する。

ア 黒糖製造責任者から提出された黒糖製造計画書について、黒糖製造施設及び原料が特別栽培農産物（さとうきび）であること等を確認し、必要に応じて調査又は改善の指導を行うこと。

イ 特別栽培さとうきびとそれ以外のさとうきびとを区分した黒糖の出荷が行われ、認証マークの貼付及び表示事項の記載が適正に行われていることを確認すること。

ウ 黒糖製造が行われている期間中、月1回以上黒糖製造設に赴き、当該農産物の納入伝票、黒糖管理台帳等により適正な黒糖製造及び表示内容を確認するものとする。

エ 確認の結果、必要に応じて改善の指導を行うとともに、適正であると判断した場合には、署名を行うこと。

また、確認の結果、疑義があれば調査を行い、不適切な場合は、直ちに知事に報告するとともに、黒糖製造責任者に対し、認証に係る出荷の辞退を求めること。

オ 黒糖製造責任者から提出された黒糖製造計画書及び黒糖管理台帳の写しを保管し、消費者及び取引業者等からの求めに応じて閲覧に供すること。

(生産確認責任者の要件)

第3条 個人が要綱第3条に定める生産確認責任者となるための要件は、下記を全て満たす者であること。

2 農業生産に従事した経験が5年以上あること。又は、普及指導員及び営農指導員等営農指導業務に1年以上従事した経験を有すること（現役の指導員を除く）。

3 原則として農薬管理指導士の資格、又はそれと同等の知識を有する者。

(栽培基準等)

第4条 要綱第10条第1項第4号に規定する慣行栽培は、別記1「沖縄県特別栽培農産物認証基準」のとおりとする。

2 栽培責任者は、農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準に違反してはならない。

3 栽培責任者は、節減対象農薬及び化学肥料を削減する場合には、県が定める「沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を参考に代替技術を導入するものとする。

4 栽培責任者は、遺伝子組み換え技術により育成された種子及び種苗を使用してはならない。

5 栽培責任者は、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日制定農林水産省告示第59号）第3条により定める肥料、土壌改良資材及び農薬等の使用禁止資材を使用した場合は、それぞれの使用頻度について、化学肥料（窒素成分）の使用量及び節減対象農薬の使用回数（農薬の有効成分毎）に含めるものとする。

ただし、有機農産物の日本農林規格で使用禁止資材とされるもののうち、別記1の別表に規定する化学合成されていないと確認できる肥料、特定防除資材及び農薬等に該当するものについては、化学肥料（窒素成分）の使用量及び節減対象農薬の使用回数に含めないものとする。

(委員会の運営)

第5条 要綱第4条第2項に規定する委員会の組織及び運営等に関する事項は、別記2「沖縄県特別栽培農産物認証委員会設置要領」のとおりとする。

(栽培計画の提出)

第6条 要綱第6条第1項に規定する栽培計画書は、別記様式第1号および別記様式第1号-（1）によるものとし、普及センター所長又は営農振興センター長に提出しなければならない。

2 同一ほ場において、同一農産物を同一栽培様式、同一栽培計画により年間複数回数栽培するときは、まとめて申請することができるものとする。

3 普及センター所長又は営農振興センター長は、確認責任者から栽培計画書の提出があった場合は内容を確認し、適当と認めるときはそれを受理し複写したものを確認責任者へ返却する。

- 4 別記1「沖縄県特別栽培農産物認証基準」における(別表1)対象品目及び節減対象農薬並びに化学肥料の使用基準(県慣行栽培)に記載の無い品目については、沖縄県農作物栽培慣行基準策定要領(平成23年3月29日制定)による県または地区の慣行基準を設定した上で、申請ができるものとする。
- 5 栽培計画書が受理されたほ場には、参考様式(ほ場表示板)による掲示をしなければならない。

(認証の手続き)

- 第7条 要綱第9条第1項に規定する認証申請書は、別記様式第2号によるものとし、関係書類〔別記様式第1号-1)、別記様式3号、ほ場位置図等〕を添付して、普及センター所長又は営農振興センター長を経由し知事に提出しなければならない。
- 2 別記様式第2号による申請は、原則として当該農産物に対する施肥及び病虫害防除作業が終了した収穫前などの適切な時期に行うものとする。
ただし、収穫期間が長期に及ぶ作物などについては、当該品目の削減内容、栽培管理の状況等必要に応じ、適切な時期に行うものとする。
 - 3 普及センター所長又は営農振興センター長は、確認責任者から認証申請書の提出があった場合、その内容を確認し、営農支援課長に提出するものとする。
 - 4 要綱第9条第2項に規定する精米認証申請書は、別記様式第4号によるものとし、関係書類〔別記様式第4号-1)、別記様式第6号による通知の写し、補足資料等〕を添付して、知事に提出しなければならない。
 - 5 別記様式第4号による申請は、原則として本条第8項による当該作物の認証を受けた後などの適切な時期に行うものとする。
 - 6 要綱第9条第3項に規定する黒糖製造認証申請書は、別記様式第5号によるものとし、関係書類〔別記様式第5号-1)、別記様式第6号による通知の写し、補足資料等〕を添付して、知事に提出しなければならない。
 - 7 別記様式第5号による申請は、原則として本条第8項による当該作物の認証を受けた後などの適切な時期に行うものとする。
 - 8 要綱第10条第2項に規定する通知は、別記様式第6号によるものとする。
 - 9 要綱第11条第2項に規定する通知は、別記様式第7号によるものとする。
 - 10 要綱第12条第2項に規定する通知は、別記様式第8号によるものとする。

(表示及び認証マークの使用)

- 第8条 要綱第13条に規定する表示及び認証マークの使用に関する事項は、別記3「沖縄県特別栽培農産物認証表示基準」のとおりとする。

(実績の報告)

- 第9条 要綱第14条に規定する実績の報告は、別記様式第9号、同第10号、同第11号によるものとし、関係書類〔別記様式第9号にあっては別記様式第6号の(写し)、別記様式第1号-1)、及び参考様式(沖縄県特別栽培農産物出荷記録簿)を、別記様式第10号にあっては別記様式第7号の(写し)、別記様式第1号-1)、別記様式第10号-1)を、別記様式第11号にあっては別記様式第8号の(写し)、別記様式第1号-1)、別記様式第11号-1)を添付して、特別栽培農産物及び精米については地区農業改良普及センター所長、黒糖製造については沖縄県黒砂糖協同組合理事長を経由し 知事に提出しなければならない。
- ただし、認証の有効期間内において、複数回数出荷又は販売するときは、最後の出荷又は販売終了後にまとめて報告するものとする。
- 2 普及センター所長、営農振興センター長又は沖縄県黒砂糖協同組合理事長は、生産確認責任者から実績報告書等の提出があった場合は、知事に提出するものとする。

(認証の取消し)

- 第10条 要綱第18条第1項に規定する認証の取消しは、別記様式第13号によるものとする。

(現地調査)

- 第11条 要綱第20条に規定する現地調査は、別記1 沖縄県特別栽培農産物認証基準に適合していること確認することとし、次の事項に留意することとする。
- (1) 調査は出荷開始から出荷終了までの間に行うこととする。
 - (2) 現地調査は申請の度に実施するが、同一年度において、同一栽培責任者による2回目以降の申請については、省略することができる。
 - (3) 現地調査の様式は、別記様式15号とする。

(4) 現地調査で不備が判明した場合、普及センター所長又は営農振興センター長は営農支援課長に報告し、確認責任者に対し指導を行うこととする。

(他機関との連携)

第12条 委員会は、残留農薬調査等の結果、食品衛生法に定める「食品、添加物等の規格基準」を超える残留農薬成分量が検出された場合には、直ちに食品衛生担当部署にその旨連絡する。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年3月15日から施行する。

沖縄県特別栽培農産物認証要綱の運用について

沖縄県特別栽培農産物認証について、沖縄県特別栽培農産物認証要綱（以下認証要綱）および沖縄県特別栽培農産物認証実施要領（以下認証要領）で定めることのほか、下記の基準を設ける。

- 1 認証要綱第6条で定める、「農産物の栽培等を開始する前」とは、原則として基肥投入前とする。
- 2 認証要綱第9条で定める、「農産物の収穫又は出荷を開始する前」とは、原則として播種・定植から10日経過したあとから、出荷を開始する7日前までの間とし、申請者はその間に申請書を提出しなければならない。
- 3 認証要綱第6条及び9条で申請のあった書類について、不備等あり修正の必要が生じた際には、修正の指示があった日から原則として1週間以内に修正し再提出しなければならない。
- 4 認証要綱第14条で定める実績報告書の報告は、原則として出荷終了から1ヶ月以内に提出することとする。
- 5 参考様式（ほ場表示版）に記載する「特別栽培農産物栽培開始年月日」とは、基肥を入れる場合は元肥投入日を栽培開始年月日とし、それ以外は播種日を栽培開始年月日とする。

附 則

令和元年7月1日制定

附 則

令和2年12月28日制定

特別栽培農産物認証制度 適用基本要件

1 特別栽培農産物認証制度の対象農家

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（制定 平成4年10月1日4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）（以下「ガイドライン」という。）第3で定義する「栽培責任者」及び「確認責任者」の役割を担える生産者または生産者グループ。

2 栽培責任者及び確認責任者の業務内容

(1) 栽培責任者

生産者がガイドラインに基づく適切な生産出荷が行えるよう、栽培管理又はその指導を行う。

(具体的事項)

- ①栽培ほ場への看板設置
栽培責任者氏名、品目名（作型）、削減内容等
- ②栽培計画および実績報告書を作成し確認責任者へ提出
栽培責任者氏名、住所、作業内容、使用資材等
- ③出荷記録簿を作成し確認責任者へ提出
出荷年月日、出荷量、認証マーク使用枚数、出荷先等

(栽培責任者)

生産者自身、またはグループで生産する場合には生産・出荷組合が想定される。

(2) 確認責任者

栽培責任者による「栽培管理又はその指導」が適切に行われていることを確認する。

(具体的事項)

- ①栽培計画および実績報告書の確認
栽培ほ場の位置、品目名等を把握し、肥料、農薬等の資材の使用内容について、栽培計画がガイドラインに該当することを確認する。
- ②栽培ほ場の確認
栽培期間中に少なくとも1回以上栽培ほ場に赴き、栽培責任者から栽培ほ場の状況、栽培管理状況、栽培管理記録の記載状況等を聴取し、栽培管理が適切に行われているか確認する。
- ③出荷記録簿の確認（収穫後）
出荷先、出荷量などが適正に記載されていることを確認する。
- ④改善指導
栽培計画および実績報告書、出荷記録簿に疑問点、不備があれば改善指導を実施。
- ⑤記録簿等の保管（3年間）
栽培計画書および実績報告書、出荷記録簿等を受領後3年間保管する。

(確認責任者)

当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。

例えば、生産・出荷組合、農協、第三者の認証団体、特別栽培農産物を専門的に取り扱う流通業者などが想定される。

また、沖縄県特別栽培農産物認証実施要領第3条に適合する者も確認責任者となることができる。

別記 1

沖縄県特別栽培農産物認証基準

第1 沖縄県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する農産物の対象は、別表1のとおりする。

第2 生産の基準

1 ほ場

- (1) 農業センサスで規定する販売農家。（経営耕地面積30a以上又は、農産物総販売金額が50万円以上。）
- (2) 特別栽培農産物の生産ほ場は、周辺から農薬又は化学肥料が飛来しないような措置がとられていること。
 - ア 畦畔、農道、水路等により一定の間隔を設けていること。
 - イ 緩衝用農産物の栽培及び防風林、暴風ネット等を設けていること。
- (3) 用水は、農薬、化学肥料及び工場排水等が混入しない措置がとられていること。

2 種苗

遺伝子組み換え技術を用いて生産されたものでないこと。

3 土壌管理

- (1) 有機物や化学合成されたもの以外の土壌改良資材等の施用により、土づくりに努めていること。
- (2) 明きょや暗きょ等による排水対策に努めていること。

4 病虫害及び雑草防除

- (1) 農薬を使用する場合は、原則的に県等が定める「沖縄県野菜栽培要領」、「沖縄県果樹栽培要領」、「薬用作物の栽培指針」、「沖縄県水稲栽培指針」、「茶の栽培指針」、「さとうきび栽培指針」等を遵守すること。
- (2) 輪作やマルチなどの耕種的防除、生物的防除等により病虫害や雑草を抑制することに努めていること。

5 他の農産物との混合防止

輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

6 特別栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準

- (1) 節減対象農薬の使用回数は、生産過程等において使用した延べ有効成分回数とし、品目ごとに別表1の特別栽培農産物認証基準の欄で示す回数以下とする。
- (2) 化学肥料の使用量は、生産過程等において使用した全窒素分量とし、品目ごとに別表1の特別栽培農産物認証基準の欄で示す量以下とする。

7 精米施設の基準

- (1) 玄米等の品質が保持できるものであること。
- (2) その他適切な作業条件及び環境が維持されていること。

8 黒糖製造施設の基準

- (1) さとうきび及び黒糖の品質が保持できるものであること。
- (2) その他適切な作業条件及び環境が維持されていること。

9 管理体制

- (1) 栽培、精米、黒糖製造の管理のために、責任者及び確認者を配置していること。
- (2) 生産計画の策定及び実施、栽培又は精米記録、黒糖製造記録等が作成されていること。

別記 2

沖縄県特別栽培農産物認証委員会設置要領

(目的)

第1条 沖縄県特別栽培農産物認証要綱第4条に基づき、沖縄県特別栽培農産物認証制度の適正な運用を図るため、沖縄県特別栽培農産物認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 認証制度の運用に関する事項
- (2) 認証の審査に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(会議)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、沖縄県農林水産部営農支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、流通・加工推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を招集し、会議の議長となり議事を総理する。ただし、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- 5 会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。
- 6 委員会は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(報告)

第4条 会長は、委員会において審査した事項を、意見のあるものについては、特に意見を付し、知事に報告しなければならない。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、沖縄県農林水産部営農支援課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この設置要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この設置要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

番号	職名	備考
1	沖縄県農林水産部 営農支援課 課長	会長
2	沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 課長	副会長
3	沖縄県農林水産部 園芸振興課 課長	
4	沖縄県農林水産部 糖業農産課 課長	
5	沖縄県農林水産部 営農支援課 副参事 (農業革新支援専門員)	
6	沖縄県農林水産部 農業研究センター 作物環境総括	

別記 3

沖縄県特別栽培農産物認証表示基準

1 認証マークの使用と作成

栽培責任者及び精米責任者並びに黒糖製造責任者は、要綱第10条第2項に規定する通知を受けた確認責任者、第11条第2項による通知を受けた精米確認者又は第12条第2項による通知を受けた黒糖製造確認者の指導のもと、認証マークを作成し、使用することができる。

2 認証マークの規格及びデザイン

(1) 認証マークの寸法の最小値は縦2.3センチメートル、横2センチメートルとする。

なお、縦横の比率は1：0.87とする。

(2) 認証マークのデザインは、原則として、図1認証マークのとおりとする。

(3) 生産確認責任者は、容器包装類の制約により別記に定める配色と異なる認証マークを印刷する場合には、あらかじめ県に協議をして、その承認を得るものとする。

(4) 図2の栽培区分記載例に従い、認証マークの下部に別表一括表示事項5～9の栽培区分について記載してよいものとする。

3 認証マークの使用方法

(1) 認証マークは次のいずれかの者が使用できるものとする。

a 栽培責任者、生産確認責任者

b 県及び市町村

c 特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の出荷、販売またはPRを行う者

d その他知事が適当であると認める者

(2) 認証マークは、次のいずれかの目的で使用できるものとする。

a 特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の容器包装等に表示を行う場合

b PRのため、生産、出荷施設や販売する場所に表示を行う場合

c その他知事が適当であると認める場合

(3) 認証マークの特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）への表示は、原則として、容器包装類若しくは農産物への貼付又は容器包装類への印刷によるものとする。

(4) 栽培責任者及び精米責任者並びに黒糖製造責任者は、特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）への認証マークの使用実績を記録するものとする。

(5) 生産確認責任者が特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）に使用する認証マークは、知事から別記様式第6号、別記様式第7号または別記様式第8号による特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の認証を受けた日から認証有効期日まで使用できるものとする。なお、認証有効期間以外で特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）に認証マークを使用した場合、知事は特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の認証を取り消しできるものとする。

(6) 認証マークの使用に当たっては、次の事項を理解し遵守するものとする。

a 認証マークを使用する際に発生する費用の負担をすること。

b 上記(2)で規定する目的以外に使用しないこと。

c 特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の認証有効期間を過ぎた場合は、特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）に認証マークを使用しないこと。

d 認証マークの使用状況等について記録し、報告できるように整理すること。

e 認証マークの不正使用等をした場合により生じた訴訟および損害賠償等については県は一切責任を負わない。

f 認証マーク使用期間中に使用条件に違反する行為があると認めるときは、使用を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。

g その他知事が必要とする条件。

4 生産情報の表示方法

- (1) 表示は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（制定 平成4年10月1日付け4食流第3889号）（以下「新ガイドライン」という。）に基づく表示を行うとともに、認証マークによる表示を併せて行うものとする。ただし、黒糖については、新ガイドラインに基づく表示を行うことができないため、「沖縄県特別栽培農産物認証要綱による表示」に基づく表示を行うとともに、認証マークによる表示を併せて行うものとする。
- (2) シール以外に包装又は容器へ直接印刷をする方法も認めるものとする。
- (3) 新ガイドラインに定める「一括表示事項」及び「一括表示事項とは別に表示する事項」（別枠表示事項）は、別表 新ガイドラインに基づく表示事項のとおりとし、シール又は印刷等の表示方法は栽培責任者等の任意によるほか、この表示基準に定める以外は新ガイドライン表示の例によるものとする。

5 表示の禁止事項

次に掲げる事項は、表示してはならない。

- (1) 一括表示の枠内におけるこの表示基準に示した表示事項以外の事項の表示
- (2) 「天然栽培」、「自然栽培」等の用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するものは除く。）
- (3) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (4) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (5) この表示基準の表示事項と矛盾する用語
- (6) 当該農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示

附 則

この表示基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この表示基準は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この表示基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この表示基準は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この表示基準は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この表示基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この表示基準は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、第2中認証マークのデザインに係る部分は令和3年4月1日から適用し、同日前に認証された特別栽培農産物（精米及び黒糖製造を含む）の栽培期間中はなお従前の例によることができる。

図1 認証マーク



図2 栽培区分記載例



節減対象農薬：栽培期間不使用
 化学肥料（窒素成分）：沖縄県慣行栽培比〇割減

色	DIC指定	CMYK指定				RGB指定			16進カラーコード	PANTONE
1	DIC 2550	C70	M 10	Y100	K0	R 77	G166	B53	#4ea635	361 C
2	指定の画像データに合わせる(color_img.eps)									

※ロゴタイプ（沖縄県認証・特別栽培農産物）、ステートメントの書体については游ゴシック体Boldを使用する。

別表 新ガイドラインに基づく表示事項

区 分	内 容
一括表示事項	<ol style="list-style-type: none"> 特別栽培農産物の名称 ・「特別栽培農産物」、「特別栽培〇〇（〇〇とは農産物の一般的な名称とする）」と記載する。 新ガイドラインに準拠している旨 ・「農林水産省新ガイドラインによる表示」と記載する。 栽培責任者及び確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ・団体にあつては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載する。 精米にあつては、精米責任者及び精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先 農薬を使用していない特別栽培農産物における農薬を使用していない旨「農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。 節減対象農薬以外の農薬のみを使用した特別栽培農産物における節減対象農薬を使用していない旨「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。 節減対象農薬の節減割合の表示は、「節減対象農薬：沖縄県慣行栽培比〇割減」と記載するものとする。 窒素成分を含む化学肥料（栽培基準（参考：肥料関係）を除く。以下同じ。）を使用していない特別栽培農産物にあつては、「化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用」と記載する。 化学肥料の節減割合の表示は、「化学肥料（窒素成分）：沖縄県慣行栽培比〇割減」と記載する。
別枠表示事項	<p>一括表示事項とは別に、次の事項を表示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 節減対象農薬を使用した特別栽培農産物にあつては、生産過程等において使用した節減対象農薬の主成分を示す一般名称、用途及び使用延べ有効成分回数。 前号による使用農薬の表示は、容器若しくは包装の一括表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を一括表示の枠内に掲載するものとする。

〈 新ガイドラインに基づく特別栽培農産物の表示例 〉

※栽培責任者については、精米責任者と読み替えることもできる。

※確認責任者については、精米確認者と読み替えることもできる。

1 農薬不使用の場合

(一括表示)

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物 (作目名)	
農薬	: 栽培期間中不使用
化学肥料 (窒素成分)	: 栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□
確認責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□

2 節減対象農薬不使用の場合

(一括表示)

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物 (作目名)	
節減対象農薬	: 栽培期間中不使用
化学肥料 (窒素成分)	: 栽培期間中不使用
栽培責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□
確認責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□

3 節減対象農薬・化学肥料の使用が県慣行レベルの5割以下の表示

(一括表示)

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物 (作目名)	
節減対象農薬	: 沖縄県慣行栽培比○割減
化学肥料 (窒素成分)	: 沖縄県慣行栽培比○割減
栽培責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□
確認責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□

(別枠表示)

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	2
△△△△	殺虫	1
□□□□	除草	1

※ 栽培基準別表2に掲載の農薬は、使用回数に含めない。

4 別枠表示をホームページで周知できる場合

(一括表示)

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物（作目名） 節減対象農薬：沖縄県慣行栽培比 5 割減 化学肥料（窒素成分）：沖縄県慣行栽培比 5 割減 栽培責任者 ○○○○○ 住所 沖縄県○○市○○ 連絡先 Tel □□□-□□□-□□□□ 確認責任者 ○○○○○ 住所 沖縄県○○市○○ 連絡先 Tel □□□-□□□-□□□□
(農薬等使用状況) http://www.tokusai.....jp

〈 沖縄県特別栽培農産物認証要綱に基づく黒糖の表示例 〉

1 原料のさとうきびが農薬不使用の場合

(一括表示)

沖縄県特別栽培農産物認証要綱による表示	
黒糖原料：特別栽培農産物（さとうきび）	
農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
黒糖製造責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□
黒糖製造確認者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□

2 原料のさとうきびが節減対象農薬不使用の場合

(一括表示)

沖縄県特別栽培農産物認証要綱による表示	
黒糖原料：特別栽培農産物（さとうきび）	
節減対象農薬：栽培期間中不使用（○○使用）	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
黒糖製造責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□
黒糖製造確認者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□

3 原料のさとうきびが節減対象農薬・化学肥料の使用が県慣行レベルの5割以下の表示

(一括表示)

沖縄県特別栽培農産物認証要綱による表示	
黒糖原料：特別栽培農産物（さとうきび）	
節減対象農薬：沖縄県慣行栽培比○割減	
化学肥料（窒素成分）：沖縄県慣行栽培比○割減	
黒糖製造責任者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□
黒糖製造確認者	○○○○○
住所	沖縄県○○市○○
連絡先	Tel □□□-□□□-□□□□

(別枠表示)

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	2
△△△△	殺虫	1
□□□□	除草	1

※ 栽培基準別表2に掲載の農薬は、使用回数に含めない。

4 別枠表示をホームページで周知できる場合

(一括表示)

沖縄県特別栽培農産物認証要綱による表示	
黒糖原料：	特別栽培農産物（さとうきび）
節減対象農薬：	沖縄県慣行栽培比5割減
化学肥料（窒素成分）：	沖縄県慣行栽培比5割減
黒糖製造責任者	〇〇〇〇〇
住 所	沖縄県〇〇市〇〇
連 絡 先	Tel □□□-□□□-□□□□
黒糖製造確認者	〇〇〇〇〇
住 所	沖縄県〇〇市〇〇
連 絡 先	Tel □□□-□□□-□□□□
(農薬等使用状況)	
http://www.tokusai.....jp	